



桜上水農業広場を 『教育・福祉農園』として活用しませんか

世田谷区では、桜上水農業広場を暫定的に開園し、定期的な現地開放や収穫体験イベントを行っています。

令和10年4月から「桜上水農業公園」としての本開園を予定しており、地域と連携した農業公園の管理/運営を行うため、**『教育・福祉農園』として試験活用する団体を公募します。**

募集内容

場所は、桜上水農業広場内の**約300㎡の農地**です

下記のような活用を行う教育団体・福祉団体を公募します

- 学校等での通常授業および課外授業
- 幼稚園等での課外授業など
- 福祉団体等における課外授業など
- その他、区が認めたもの

活用期間 令和8年10月中旬～
令和9年7月下旬まで

土地使用料 無償



応募方法

参加参加表明書の提出期限

令和8年8月21日（金）午後5時まで

↓

活用計画書の提出期限

令和8年9月4日（金）午後5時まで

提出方法

下記の問合せ先まで持参およびメール送付



応募活用条件

- ① 半径500m内の教育機関・福祉団体であること
- ② 種や苗は応募団体で調達すること
- ③ 畑地の管理・手入は応募団体で行うこと
- ④ 農具は残置保管せずに、活動日毎に持ち込むこと。
- ⑤ 農作物や収穫物を教育・福祉活動に還元すること
- ⑥ 農作物や収穫物の一部は収穫体験イベントに還元すること
- ⑦ 区との協定に締結すること

お問合せ

所在地：〒158-0094
世田谷区玉川1-20-1

世田谷区みどり33推進担当部 公園整備利活用推進課

電話 03-6432-7911

FAX 03-6432-7989

E-mail：電話にて問い合わせください

桜上水農業広場 案内図



< 別添 >

- | | | |
|------------------|-----------|---------|
| ■桜上水農業広場「教育福祉農園」 | の試験活用団体 | 公募説明書 |
| 別紙① | ：「桜上水農業広場 | 教育・福祉農園 |
| 別紙② | ：「協定書（案）」 | 平面図」 |
| 別紙③ | ：「参加表明書」 | |